

新規開設「建築士事務所」講習会にご参加いただいた皆様へ

平成 27 年 11 月 17 日に一般社団法人神奈川県建築士事務所協会で開催された、『新規開設「建築士事務所」講習会』中、最後の質疑応答における回答を次のとおり訂正いたします。

■質疑

建築士法第 24 条の 3 における、一括再委託の禁止について、どのようなものが一括とみなされるのか。

■当日の回答（誤）

たとえば、工事監理と設計を受託した場合に、工事監理を他の建築士事務所に委託して、設計を自身の事務所で行う場合には一括再委託にはあたらない。

■訂正した回答（正）

工事監理と設計を受託した場合は、いずれか一方でも、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

※ 1

詳細（模式図）等については、以下の URL に掲載されておりますので、ご確認ください。

【一般社団法人 新・建築士制度普及協会】

<http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/itaku.html>

※ 2

平成 27 年 6 月 25 日に施行された改正建築士法に関する Q & A が上記普及協会のホームページに掲載されておりますので、併せてご確認ください。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会 で検索 → ホームページの新着欄に平成 26 年建築士法改正に関する Q & A を掲載しました。 とありますので、クリックしていただければ PDF ファイルで確認することができます。

※ 3

上記のホームページや Q & A をご確認ください、不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

神奈川県建築安全課指導監督グループ

0 4 5 - 2 1 0 - 6 2 6 2

20151117 開催 新規開設「建築士事務所」講習会 Q&A

Q 1	事務所所属の一級建築士の違反に対し本人の処分は当然として、管理建築士は処分はないのか？
A 1	建築士法第 24 条第 3 項に、「管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括するものとする」と規定されており、その技術的事項のひとつとして、「建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保」と定められていることから、所属建築士が処分を受けた場合に、管理建築士の監督責任が問われることもあります。その様な場合には、管理建築士も処分の対象となります。
Q 2	懲戒事由ランク表 28「管理建築士不設置」は管理建築士が居ないので処分の対象は誰になるのか？
A 2	管理建築士設置の義務を負っている開設者が監督処分（事務所の登録取消）の対象となります。なお、開設者が建築士である場合には、併せて建築士に対する懲戒処分の対象となります。